

仕 様 書

件 名	仙台駐屯地貯湯槽等清掃点検役務	仕 様 書 番 号	作 成 年 月 日
		A-55	令和8年4月1日
期 限	令和9年2月27日	作成担当者	仙台駐屯地業務隊管理科

1 役務場所

陸上自衛隊仙台駐屯地 宮城県仙台市宮城野区南目館1番1号

2 役務概要

ボイラー及び圧力容器安全規則第73条及び75条に基づく性能検査受験準備整備清掃及び性能検査後の復旧整備を実施する。また、本役務実施建物において、別発注役務並びに工事が実施されているので、相互の作業に支障が発生しないよう協議すること。

建物番号等	規格（構造）		数 量	備 考
18号建物	貯 湯 槽	鋼製3,000ℓ×1基内外部の清掃	1 式	
	安 全 弁	40A×1個		
201号建物	貯 湯 槽	鋼製3,000ℓ×1基内外部の清掃	1 式	
	安 全 弁	40A×1個		
248号建物	貯 湯 槽	鋼製1,000ℓ×1基内外部の清掃	1 式	
	安 全 弁	32A×1個		
262号建物	貯 湯 槽	鋼製5,000ℓ×3基内外部の清掃	1 式	3期分割清掃
	安 全 弁	40A×各1個		
343号建物	貯 湯 槽	鋼製5,000ℓ×1基内外部の清掃	1 式	
	安 全 弁	40A×1個		
348号建物	貯 湯 槽	鋼製6,000ℓ×1基内外部の清掃	1 式	
	安 全 弁	40A×1個		
355建物	貯 湯 槽	鋼製4,500ℓ×1基内外部の清掃	1 式	
	安 全 弁	40A×1個		
373建物	貯 湯 槽	鋼製2,500ℓ×1基内外部の清掃	1 式	
	安 全 弁	40A×1個		
377建物	貯 湯 槽	鋼製1,500ℓ×1基内外部の清掃	1 式	
	安 全 弁	32A×1個		
363建物	真空式温水発生器	昭和SVヒーター（SV-6504A-H）×1基	1 式	
	温水ポンプ	うず巻ポンプ（GEM-80X655M-4M7.5）×2個		

3 清掃等作業完了等期限

- (1) 貯湯槽は下表の前日までに完了するものとし、細部日程は官側担当者と調整のうえ、決定するものとする。

性能検査日	復旧完了日	建物番号	貯湯槽刻印	容量 (ℓ)	備考
令和8年6月24日 (水)	令和8年6月28日 (金)	18	宮13928	3,000	
		248	岐16383	1,000	水質検査
		262-1期	宮13856	5,000	
		355	宮13976	4,500	
令和8年7月15日 (水)	令和8年7月17日 (金)	201	宮13912	3,000	
		262-2期	宮13854	5,000	
		343	宮13368	5,000	
		348	宮13499	6,000	
		373	宮14635	2,500	水質検査
令和8年10月29日 (木)	令和8年11月29日 (木)	262-3期	宮13855	5,000	
		377	宮15033	1,500	水質検査

- (2) 温水発生器は下表の前日までに完了するものとし、細部日程は官側担当者と調整のうえ、決定するものとする。

清掃作業日	復旧完了日	温水発生器規格	備考
令和8年10月23日 (金)	令和8年10月30日 (金)	定格出力756kw、伝熱面積14.6㎡	

4 一般仕様

業務の実施にあたり本仕様書によるほか、令和5年版の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」と言う。）及び厚生労働省建築物環境衛生維持管理要領並びにメーカー仕様書に基づき実施するものとする。

なお、本仕様書に記載及び官側担当者の指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。

- (1) 作業は健康状態が良好なものが行う。
- (2) 作業衣及び使用器具はタンクの掃除専用のものであるものとする。また、作業にあたっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにする。
- (3) 槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

- (4) 事故防止のため、作業前後に実施する次に掲げる機器類の操作等は官側担当者の立会の下、請負者側が実施すること。

ア 水位低減時及び水位回復時の弁操作
イ 熱交換器の弁類操作
ウ マンホール開閉操作
エ 排水及び水張時の水位監視

5 熱交換器脱着清掃作業

- (1) 給気口及び凝縮口の接続配管を取はずし熱交換器（一体型につきチェーンブロック等を用いて解体）を貯湯槽から取はずして付着した物質を除去し洗浄する。物質の除去は、加熱コイルの材質に応じ適切な方法で行う。
- (2) 清掃完了後、加熱コイルの腐食状況を確認し写真を貼付した報告書を作成し官側担当者に提出すること。

6 貯湯槽清掃作業

- (1) タンク内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面及び熱交換器等に付着した物質を除去し洗浄する。さらに、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ適切な方法で行う。
- (2) 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク外装及び周辺の清掃を行う。
- (3) 清掃終了後、水道引き込み管内の貫いさび等がタンク内に流入しないようにする。
- (4) マンホール当たり面部分等の既設パッキン類撤去は入念に実施し、漏水等を防止を図ること。
- (5) 温度計及び圧力計並びにボルトナット類は異物等を除去し変形や損傷等の異常を確認すること。
- (6) 性能検査受検のため、清掃整備完了後にマンホールカバープレート及び貯湯槽付属品等は、養生シートを使用し種類ごとに整理し配置すること。

7 消 毒

- (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて槽内の消毒を2回以上実施すること。
- (2) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/ℓ濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等品以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- (3) タンク内の全壁面、床面及び天井の下面について、消毒剤を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を使用して入念に行うこと。
- (4) 消毒に用いた排水は、タンク外へ完全に排除すること。
- (5) 消毒終了後は、タンク内に人の立入を禁止する措置をすること。

8 水張り

消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後30分以上経過してから行うこと。

9 水質検査及び残留塩素測定

受水槽の水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、次表の左欄に掲げる項目について、同表中欄に掲げる基準に基づき、同表右欄に掲げる方法で、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

検査項目	水質基準	検査又は測定方法
色度	5度以下	水質基準に関する省令に定める方法又は、これと同等以上の精度を有する方法
濁度	2度以下	
臭気	異常でないこと	
	(ただし、消毒によるものを除く)	
味	異常でないこと	
	(ただし、消毒によるものを除く)	
一般細菌	100個/1ml以下	
大腸菌	検出されないこと	
塩化物イオン	200mg/1以上	
有機物 (TOC)	3mg/1以下	
PH値	5. 8以上8. 6以下	
亜硝酸態窒素	0. 04mg/1以下	
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/1以下	
備 考	水質検査を実施する貯湯槽は、上表測定項目及び消毒副生成物12項目の検査を248号建物、373号建物、377号建物の末端箇所において実施する。	

10 各部の増し締め

貯湯槽復旧後、使用圧力及び温度に達した状況において各部分の増し締めを行い、各部の漏水等の点検を実施すること。

なお、増し締めは官側担当者立会のもと行うほか、ボルト突出し山数の確認を行うこと。

11 安全弁（逃し弁）等

- (1) 安全弁（逃し弁）等は、清掃前に撤去（再使用）し官側に引継ぐとともに、性能検査後は、引継ぎを行った安全弁（逃し弁）等を官側から受領し貯湯槽に復旧すること。
- (2) マンホールパッキン及び整備のため取り外しを行った各付属品のパッキン類は全て交換を実施する。パッキン類は全て請負者側で準備すること。

なお、既設マンホールパッキン及びフランジ類のパッキンはEPDMパッキンを使用し、事前に官側の承認を得てから使用すること。

12 真空式温水発生機点検項目

- (1) 基礎・固定部
 - ア 亀裂、沈下等の有無
 - イ ボルトの緩みの有無
- (2) 本体外観状況
 - ア 汚れの清掃
 - イ 燃焼ガスの漏れ、焚口及び掃除口付近の燃焼の有無

- (3) 燃焼室・伝熱面の内部状況
 - ア 燃焼室・伝熱面の清掃
 - イ 燃焼室・伝熱面の過熱、腐食、水漏れ等の有無
 - ウ 真空度の適否
 - エ 燃焼ガス漏れの有無
 - オ 運転時の水位の適否
 - カ 燃焼室・煙管内部薬品洗浄作業
- (4) 熱交換器の内部状況
 - ア 接続部の水漏れの有無
 - イ 汚れの清掃及び詰まりの有無
 - ウ 流量の適否
 - エ 逃し弁の分解清掃及び腐食、損傷等の有無
- (5) 煙道及び煙突の内部状況
 - ア 割れ、腐食等及び雨水の浸入の有無
 - イ 排ガス漏れの有無
 - ウ 耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落の有無
 - エ すすの堆積の有無
- (6) 抽気装置
 - ア 作動の良否
 - イ 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷の有無
 - ウ 弁の損傷及び詰まりの有無
 - エ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無
 - オ 抽気ブローの作動の良否
- (7) 制御安全装置
 - ア 温度調節器の作動の良否
 - イ 溶解選及び温度ヒューズの異常の有無
 - ウ 抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否
- (8) バーナー
 - ア 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れの清掃
 - イ 点火及び消火の良否
 - ウ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否
 - エ ノズル、ディフューザー、バーナータイルの燃損、変形、割れ等の有無
- (9) 電極棒の清掃及び異常の有無
- (10) ストレーナーの清掃及び異常の有無
- (11) 電磁弁・油圧計の作動の良否
- (12) 火炎検出器
 - ア 検出部の汚れ、燃損、亀裂等の有無
 - イ 検出部の接触の良否
- (13) 燃料遮断弁
 - ア 油燃料遮断弁の作動の良否
(バーナーの燃料停止時のバーナーノズルからの油の滴下量)
 - イ 弁及び配管との接続部の漏れの有無
- (14) 地震感知器の作動確認（燃焼停止確認）
- (15) 排煙濃度計の異常の有無

(16) 操作盤

- ア 盤内機器の取付状態の良否
- イ 過熱及び異臭の有無
- ウ 端子の変色、さび及び汚れの有無
- エ 運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無
- オ 表示灯の点灯及び警報機の発鳴の良否

(17) 電気（測定結果は書面にて提出）

- ア 電圧測定
- イ 電流測定
- ウ 絶縁抵抗測定

(18) 燃焼排ガス測定（測定結果は書面にて提出）

- ア 排ガス温度
- イ 排出ガス残留酸素
- ウ 排出ガス一酸化炭素
- エ 排出ガス二酸化炭素
- オ スモークスケール

(19) 燃料調整

前項の結果に基づき、空燃比等の調整を行うものとする。

13 温水ポンプ点検項目

(1) 基礎・固定部

- ア 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無
- イ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無

(2) 外観状況

- ア 腐食、損傷及び漏洩の有無
- イ 軸継手ゴムの損傷等の有無
- ウ ベルトの損傷等の有無
- エ 芯出しの良否
- オ ポンプの吸込圧力及び吐出圧力の良否
- カ 軸封の漏水状態の良否
- キ 設置状況の良否

(3) 電動機

- ア 発熱の異常の有無
- イ 回転方向の良否
- ウ 絶縁抵抗及び運転電流の良否

(4) フート弁及び逆止弁の開閉状態の良否

(5) 圧力計、達成計又は 真空計

- ア 腐食及び損傷の有無
- イ 指示値の良否

(6) 運転時の電圧変動及び運転電流の良否

(7) 電気（測定結果は書面にて提出）

- ア 電圧測定
- イ 電流測定
- ウ 絶縁抵抗測定

14 提出書類

提出書類は、別表「提出書類一覧表」のとおりとし、以下の項目について注意し提出すること。

- (1) 写真（サービス版・カラー）は、各工程及び部位（側壁・床板・パイプ・ポンプ・ボールタップ）毎に撮影し、写真帳に整理のうえ提出する。
- (2) 清掃終了後には、宮城県規則第46号第10条に基づく清掃施工済証を提出すること。
- (3) 産業廃棄物管理票D票及びE票の写しを提出すること。

15 その他

- (1) 特に記載指示が無くとも技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施する。
- (2) 役務実施に当たり質疑等が生じた場合は、官側担当者の指示による。
- (3) 役務中に施設等に損傷を与えた場合は、官側担当者に報告し、その指示に従い速やかに現状に復旧する。
- (4) 作業日は官側指定日とし、工程等事前に官側担当者と調整するものとする。
- (5) その他、監督官の指示に従う。

提出書類一覧表

番号	書類名	部数	様式	あて先名	提出期日（厳守）	備考
1	役 務 開 始 届	1 部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	受注後速やかに	
2	現場代理人指名通知書	1 部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	受注後速やかに	略歴書、必要資格等の 写しの添付（必須）
3	下請負者設置等通知書	1 部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	受注後速やかに	
4	工 程 表（計 画 ・ 実 施）	1 部	任意	請負者名にて監督官に提出	受注後速やかに	実施工程表は、竣工検査時提出。
5	役 務 日 報	1 部	別示	請負者名にて監督官に提出	翌日の午前中	
6	材 料 検 査 願	1 部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	材料搬入時	日付毎提出
7	打 合 簿	1 部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	監督官の指示による	
8	内 訳 書	2 部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	発注後 7 日以内	
9	役 務 完 了 届	1 部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	受注後速やかに	
10	発 生 材 調 書	2 部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	竣工検査時	鉄くず等有価物
11	役 務 写 真	1 部	任意	陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班長	竣工検査時	デジカメの使用可
12	火 気 使 用 許 可 申 請 書	2 部	任意	仙台駐屯地司令	使用する 1 週間前	ガス溶接、サンダー、ストーブ等
13	点 検 報 告 書	1 部	任意	請負者名にて監督官に提出	契約工期内	試運転及び総合調整結果
14	マニフェスト A、D・E 写	1 部	別示	請負者名にて監督官に提出	契約工期内	試運転及び総合調整結果

なお、いずれの書類も提出期日厳守とする。また、本役務終了後、各種書類の提出報告をもって完了とするので提出期日は厳守すること。

※提出書類の細部については、仙台駐屯地業務隊管理科営繕班（内線3312）まで問い合わせ願います。